

年金の定期支払いから介護保険料が差し引かれていた方へ

介護保険料特別徴収額が変わります

本誌4月号でもお知らせしたとおり、平成30年度は介護保険料が改定になりました。そこで今回は、65歳以上の方の保険料が増額になったことで変更になる、特別徴収額の内容についてお知らせします。



10月から

特別徴収額が変わります

介護保険料は、3年に一度介護保険事業計画を策定する際に見直すことになっていま

す。平成30年度からの事業計画では、今後3年間で増加が見込まれる受給者数と介護費用に対応するため、65歳以上の方の保険料を引き上げることとなりました。

このため、基準額である第5段階においては、年額7万1880円となりました。

保険料の納付方法は2種類あります。納付書や口座振替で納付する普通徴収と、年金から年に6回差し引いて納付する特別徴収です。

保険料は前年の所得や市民税の課税状況などを基にして毎年6月に決定します。普通徴収の方は、年間保険料額を

6月から31年3月までの10回に分けて納付します。

しかし、特別徴収の方は4〜8月分について、新年度の保険料を反映させることができず、そこでこの期間は仮徴収期間として、前年度2月の保険料を適用し、10月〜31年2月分については本徴収期間として年間保険料残額を納付する制度となっています。

なお、30年度の保険料は改定により増額となったため、10月以降に納付する金額と8月以前の金額との間に、大きな差が生じることがあります(下の表を参照)。皆さんのご理解をお願いします。

対象の方は減額申請を

低所得世帯で65歳以上の方の介護保険料負担を軽減するため、市独自の減額制度を実

施しています。前年度減額となつた方も新たに申請が必要です。

対象は次の①〜④の全てに該当する方です。

- ① 30年度介護保険料の所得段階が第2段階以上または、第1段階(生活保護受給者を除く)で高齢福祉年金を受給している
- ② 居住用以外の不動産を所有していない
- ③ 預貯金の合計額が、単身世帯で150万円以下、その他の世帯では300万円以下
- ④ 世帯の総収入年額が生活保護基準年額の1・2倍以下

申し込みは31年3月29日(金)までに介護保険課(別館1階10番窓口)へ。申請に必要な書類など、詳細はお問い合わせください。

◆お問い合わせは、介護保険課 ☎4111 内線454、FAX 7711 へどうぞ。

平成30年度 65歳以上の方の特別徴収(年金差し引き)額【参考例】

所得段階や個別の事情により、各月に差し引かれる金額は異なります。保険料年額が下がるなどの理由で、仮徴収額より本徴収額が下がる方については、10月以降の保険料を年額の約6分の1に調整(平準化)するため、8月保険料を下げる場合があります。
※平成30年度の介護保険料額決定通知書は6月に送付しました。

区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	年間保険料額
第1段階	5200円	5200円	5200円	5750円	5500円	5500円	3万2350円
第2段階	7800円	7800円	7800円	8360円	8200円	8200円	4万8160円
第3段階	8700円	8700円	8700円	9410円	9200円	9200円	5万3910円
第4段階	1万400円	1万400円	1万400円	1万1300円	1万1100円	1万1100円	6万4700円
第5段階(基準額)	1万1600円	1万1600円	1万1600円	1万2480円	1万2300円	1万2300円	7万1880円
第6段階	1万3900円	1万3900円	1万3900円	1万4960円	1万4800円	1万4800円	8万6260円
第7段階	1万5100円	1万5100円	1万5100円	1万6150円	1万6000円	1万6000円	9万3450円
第8段階	1万7400円	1万7400円	1万7400円	1万8620円	1万8500円	1万8500円	10万7820円
第9段階	1万8600円	1万8600円	1万8600円	1万9810円	1万9700円	1万9700円	11万5010円
第10段階	2万900円	2万900円	2万900円	2万2290円	2万2200円	2万2200円	12万9390円
	仮徴収期間			本徴収期間			

4〜8月は平成30年度の保険料が確定するまで、2月と同額の保険料を仮に納める仮徴収期間です

10月から金額が変更になります。ご注意ください

10月〜平成31年2月は年額の保険料から仮徴収期間(4〜8月)で納めた分を差し引いた残りの額を納めます